



平成23年2月9日

各 位

会 社 名 株式会社幻冬舎  
代表者名 代表取締役社長  
兼社長執行役員 見城 徹  
(JASDAQ・コード7843)  
問合せ先  
役職・氏名 取締役  
兼常務執行役員 久保田貴幸  
電話 03-5411-6250

(訂正)「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」の一部訂正について

当社が、平成23年1月20日付で公表いたしました「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」の内容について、一部誤りがありましたので下記のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所は二重下線で示しております。

#### 記

#### 1. 訂正の理由

全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-2」）における定款変更の内容の記載について一部誤りがあったため、これを訂正するものであります。

#### 2. 訂正の内容

##### 【訂正箇所】

- I. 当社定款の一部変更
- 2 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-2」）
- (2) 変更の内容 [5 ページ及び6 ページ]

##### 【訂正前】

「定款一部変更の件-1」による変更後の定款	追加変更案
(前略) 第3章~第6章 第10条~第43条 (省略)  (以下省略)	(前略) 第3章~第6章 第9条~第42条（「定款一部変更の件-1」による変更後の定款のとおり）  (以下省略)

【訂正後】

「定款一部変更の件-1」による変更後の定款	追加変更案
<p>(前略)</p> <p>第3章 <u>株 主 総 会</u> 第10条～第15条 (省略)</p> <p><u>第15条の2 (種類株主総会)</u> <u>第10条の臨時株主総会に関する規定、第11条、第12条、第14条及び第15条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>② <u>第13条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p>③ <u>第13条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>第4章～第6章</u> <u>第16条～第43条 (省略)</u></p> <p>(以下省略)</p>	<p>(前略)</p> <p>第3章 <u>株 主 総 会</u> 第9条～第14条 (「定款一部変更の件-1」による変更後の定款のとおり)</p> <p><u>第14条の2 (種類株主総会)</u> <u>第9条の臨時株主総会に関する規定、第10条、第11条、第13条及び第14条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>② <u>第12条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p>③ <u>第12条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>第4章～第6章</u> <u>第15条～第42条 (「定款一部変更の件-1」による変更後の定款のとおり)</u></p> <p>(以下省略)</p>

以上